

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年10月16日

【会社名】 双信電機株式会社

【英訳名】 SOSHIN ELECTRIC CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上岡 崇

【本店の所在の場所】 長野県佐久市長土呂800番地38  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記「最寄りの連絡場所」で行っています。)

【電話番号】 0267(67)4131(代表)

【事務連絡者氏名】 経営推進本部経理部長 大森 修治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号 浜松町ビルディング14階(東京本社)

【電話番号】 03(5730)4500(代表)

【事務連絡者氏名】 経営推進本部長 中西 港二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2020年6月22日の定時株主総会において決議された決議事項について、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、2020年6月23日に臨時報告書を提出しましたが、当社株主名簿管理人より議決権行使結果の一部修正の報告があり、一部に訂正すべき事項が生じたため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	107,459	872	3	(注) 1	可決 99.03 (%)
第2号議案					
上岡 崇	95,700	12,627	9	(注) 2	可決 88.19 (%)
杉山雅彦	100,207	8,120	9		可決 92.35 (%)
高橋弘光	100,239	8,088	9		可決 92.38 (%)
國部守夫	100,241	8,086	9		可決 92.38 (%)
小林茂樹	104,329	3,998	9		可決 96.15 (%)
牧野善樹	104,329	3,998	9		可決 96.15 (%)
畑口 紘	100,064	8,263	9		可決 92.22 (%)
第3号議案					
川澄晴雄	99,217	9,108	9	(注) 2	可決 91.44 (%)
小林茂雄	99,226	9,099	9		可決 91.44 (%)
鈴木欽哉	96,976	11,349	9		可決 89.37 (%)
第4号議案	96,023	11,961	352	(注) 1	可決 88.49 (%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	107,968	872	3	(注) 1	可決 99.04 (%)
第2号議案					
上岡 崇	96,204	12,632	9	(注) 2	可決 88.24 (%)
杉山雅彦	100,711	8,125	9		可決 92.38 (%)
高橋弘光	100,743	8,093	9		可決 92.41 (%)
國部守夫	100,745	8,091	9		可決 92.41 (%)
小林茂樹	104,833	4,003	9		可決 96.16 (%)
牧野善樹	104,833	4,003	9		可決 96.16 (%)
畑口 紘	100,568	8,268	9		可決 92.25 (%)
第3号議案					
川澄晴雄	99,718	9,116	9	(注) 2	可決 91.47 (%)
小林茂雄	99,730	9,104	9		可決 91.48 (%)
鈴木欽哉	97,480	11,354	9		可決 89.42 (%)
第4号議案	96,526	11,967	352	(注) 1	可決 88.54 (%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。